

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に
関する法律（平成三十年法律第八十九号）第 18 条第 1 項ただし書
の規定に基づく軽微な変更について

1. 軽微変更の届出があった日

令和 7 年 5 月 1 5 日

2. 変更概要

- ① 法第 1 7 条第 2 項に基づき公示した公募占用計画の概要の変更内容
・港湾利用スケジュール
- ② 法第 1 7 条第 2 項に基づき公示した促進区域内海域の占用の期間
令和 9 年 3 月 1 日から令和 3 6 年 1 2 月 5 日まで
(変更前：令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 3 6 年 1 2 月 5 日まで)